

小規模工事等受注希望者の登録有効期間の延長及び新規受付について

町が発注する小規模な工事や修繕等の受注希望者を登録し、見積先の選定資料とすることにより、町内小規模事業者の受注機会の拡大を図ることを目的とした「小規模工事等受注希望者登録制度」の登録申請を受け付けています。

現在、令和元・2年度小規模工事等受注希望者の登録を行っているところですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和3年3月31日までの登録の有効期間を有する方については、有効期間の終期を1年延長し、令和4年3月31日までとすることとしました。

既に令和元・2年度の登録を有している方は、申請の必要はありません。

なお、新規登録を希望される方は、次の事項に留意のうえ申請してください。

- 対象となる工事 1件50万円未満の軽易な工事や修繕等
- 登録できる方 次の要件を満たせば、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。
 - 下諏訪町内に主たる事業所又は住所を有する方
 - 町税を滞納していない方
 - 入札参加資格者名簿に登録されていない方
 - 希望業種を履行するために必要な資格、免許を有する方
- 登録に必要なもの
 - 小規模工事等受注希望者登録申請書(町ホームページからダウンロード可、総務課財政係でも配布)
 - 法人にあっては登記事項証明書
 - 資格、免許等が必要な業種を希望する方については、その資格者証や免許証等の写し
 - 町税の納税証明書(すべての税目を完納したものに限り、税務課で交付)
- 申請の受付 随時
- 登録の有効期間 登録者名簿に登録した日から令和4年3月31日まで
- 注意事項 本制度の登録をもって指名や契約を約束するものではありません。
- 受付・問い合わせ 下諏訪町 総務課 財政係 電話27-1111(内線266)

歯科コラム dental column

こうけっせんやく 抗血栓薬と抜歯について

脳梗塞や心筋梗塞などを代表とする血栓性疾患の治療や予防に伴って処方される薬剤を、抗血栓薬と言います。一般的に「血液をさらさらにする薬」と言われ、服用されている方も多いのではないのでしょうか？抗血栓薬は抗血小板薬、抗凝固薬、血栓溶解剤に分類され、数百万人の方が服用しているとされています。抗血栓薬を内服している患者さんは、一度出血をすると血が止まりにくい傾向がありますが、歯科治療の中で出血を伴う処置で最も一般的なのは抜歯です。従来、決まった指標が無かったため抜歯した後の出血を止まりやすくするために抜歯の前に抗血栓薬を止める、量を減らすなどしてから抜歯を行うといった慣習がありましたが、現在は、抗血栓薬の中止や減量を行うことによって起こる様々な弊害があることがわかってきています。抜歯に当たって抗凝固薬(ワルファリン)を中止することで約1%の確率で重い脳梗塞が発症することや、抗血小板薬(アスピリン)を中止することで脳梗塞の発症率が3~4倍になるといった報告もあり、基本的に抜歯前の抗血栓薬の中断や減量はしない方が良いという見解がなされています。ただ、複数の抗血栓薬を服用されている方や、複数本の歯を一度に抜歯しなければいけない場合などは抜歯後の止血がしにくいこともわかってきており、総合病院や大学病院等の歯科口腔外科等の専門施設で行ったほうが良い場合がありますので、担当の歯科医師と相談していただければと思います。

抗血栓薬を服用している方に気をつけていただきたいことがあります。一つは、先程述べた理由から「処方医に相談無く、自己判断で抗血栓薬を中止や減量すること」です。もう一つは担当歯科医師と処方医が連携をとって治療を行わなければいけない場合もあるため「抗血栓薬を服用していることを担当歯科医師に伝えること」です。これらに気をつけていただき、安全な歯科治療を受けていただければと思います。



■問い合わせ 岡谷下諏訪歯科医師会 電話23-8320